

# 5.地理空間情報の持続発展的な共有を推進する

「3.情報発信や業務全般で地理空間情報を共有する」や「4.苦情受付処理業務で地理空間情報を共有する」など、具体的な共有事例について言及してきました。しかしながら、これらの共有環境は導入自体がゴールというものではなく、その効果的・効率的な運用を図っていくためのスタートに過ぎません。検討段階や導入当初では実現できなかったあるいは把握できなかった、運用面、利用方法や機能面での要望などに対応していくことが必要となります。

県と市町村間において地理空間情報の持続発展的な共有を推進するにあたっては、基本的には、総括版の「4.地理空間情報の持続発展的な共有を推進する」で示されていることが適用できるものではありますが、本章では、特に、県と市町村間において、飯塚地域の実証のようなシステム等を導入し共有を行った場合に重要となる事項について言及します。

## 5.1. 地理空間情報の共有をふまえたシステム環境を見直す

共有システムが運用段階に入ると、導入当初の想定を超えた利用方法や場面が出てくる可能性があります。その際、共有システムの運用管理部署においては、導入している共有システムやデータを見直すと同時に、事務的な手続きやデータの運用管理体制などの運用面で改善できる部分はないか確認してみましょう。

また、共有システムの利用部署においては、共有システムの導入等によって、現在の業務フローや情報の伝達・共有の方法を改善できないか、あるいは当初利用を想定していた業務以外にも活用できないかといった視点から検討しましょう。

### 5.1.1.運用ルールや業務プロセスを見直す

#### (1)運用ルールの見直し

例えば、「3.情報発信や業務全般で地理空間情報を共有する」で示したように各部署の情報を重ね合わせて作成した地図をインターネットで公開する場合を想定します。他部署の情報を利用する際には事前に当該情報を所管する部署に承諾を得るように運用ルールを設定していると、共有システムの活用頻度が高くなれば、利用ニーズの高い地理空間情報を所管する部署は、データの提供についてその諾否を判断し、承認すべき頻度が多くなってしまいます。その結果、通常業務の妨げになってしまうことが考えられます。このようなことを回避するため、地理空間情報を所管する部署や共有システムの運用管理する部署が、共有システムを利用する部署に対して、当該地理空間情報を利用する場合には事前に承認が不要な利用条件などをあらかじめ明示するなどにより、運用を改善することが考えられます。

#### (2)適用業務や業務フローの見直し

県と市町村間において、実際にシステム等を活用して情報共有や授受を行っていく過程で、システ

## 5.1.地理空間情報の共用をふまえたシステム環境を見直す

ムへの情報の入力に手間がかかったり、システムに入力した情報と同様の情報を別の様式に電子的に複写したり、手書きで記録したりする必要があったりすると、二度手間になり、かえって非効率になっていないか確認します。

そのような状況が確認できた場合には、業務フローや業務で利用する書類・様式の見直しを図るとともに、業務においてシステム等を活用する範囲を見直して見る必要があります。

---

### 5.1.2.システム環境を見直す

---

次に、「5.1.1.運用ルールや業務プロセスを見直す」の内容に沿って検討した結果、システムの機能追加や改善が必要となる可能性があります。また、運用ルールなどの見直しの必要性がない場合でも、システムを利用している部署からは、システムへの機能追加・改善や処理速度の向上に関する要望が挙げられることが考えられます。このようなシステムの機能追加や改善は費用とニーズとのバランスに配慮しながら、短期的あるいは中長期的な対応を図ることが求められます。

#### (1)共用するシステムの見直しの考え方

システムを県と市町村の異なる主体間で共用している場合、システム運用管理部署には庁内外から様々な機能に関する要望があがることが想定されます。その際、すべての機能を足し算的に追加していくと、システム導入当初の目的を超えたスペックになり、結果として当該システムの操作性が複雑になったり、レスポンスが悪くなったりすることが考えられます。同一システムに機能を追加することにこだわらず、導入済みのGISでの対応やフリーウェア、安価なGISソフトの導入、無償で利用できる地図情報サービスなど、利用する機能や頻度によって、使い分けていくことが重要です。

また、既存の個別GISともデータが共用できるように、共用システムあるいは個別GIS側でデータのインポート、エクスポート機能を拡充させることなどの対応が考えられます。

さらに、中長期的には、新たなシステムへ移行することも選択肢として考えられます。利用しているシステムがASPの場合、契約更新時期を機に契約内容を見直すほか、新たなサービスへの移行することも考えられます。その際、利用するシステムの変更は、管理する側だけでなく、利用側での操作や手順が変わることが想定されるため、十分な配慮が必要です。

#### (2)情報インフラ（ネットワーク環境、PC環境）

県と市町村が地理空間情報やシステムを共用するにあたっては、CD等の媒体によるオフラインの授受でない限り、インターネット回線、庁内LANやLGWANなど何らかの情報通信ネットワークとパソコンなどの端末を利用することになります。

しかしながら、例えば、インターネットにつながるPC端末の台数やスペック、あるいは庁内のネットワーク環境などは、それぞれの団体によって異なるため、システムが高度な機能を具備したり、操作は容易であったりしても、利用端末での処理速度や利用可能な台数次第では、業務での実用には耐えられない場合もあります。地理空間情報の共用のみを理由に、庁内のネットワーク環境やPC環境が改善されるものではありませんが、庁内の情報インフラの見直しも庁内の業務の効率化を図る上では重要な要素になります。

---

---

## 5.2. 地理空間情報を持続発展的に共用できる体制を整えていく

---

---

県と市町村の異なる主体間において、地理空間情報を恒常的に共用していくためには、「5.1.地理空間情報の共用をふまえたシステム環境を見直す」で示したシステムや業務フローの見直しを行うことが重要です。

さらに、共用システムやその運用ルールなど県と市において実現した共用環境については、具体的な操作方法、業務での活用場面などの細かな事項や地理空間情報の共用の有用性など、関係主体間や職員間において経験やノウハウを蓄積・共有していくことが重要です。

そこで、本節では、地理空間情報の共用環境を持続発展的に運用していくため、推進体制が取組むべき事項について言及します。

---

### 5.2.1.地理空間情報の共用環境や事例を周知する

---

地理空間情報の共用を推進していくためには、実現した共用環境について庁内外へ周知していく必要があります。庁内外への周知することにより、経験やノウハウが共有・伝達されることとなります。

#### (1)庁内における情報共有と周知

庁内の周知にあたっては、グループウェアやメールなど日頃、庁内の情報共有に利用されているツールを利用します。また、新規の利用希望者や担当者の人事異動等を踏まえ、年1回程度、システムの利用者講習会や説明会などを開催し、システムを操作・体験できる機会を設けることが重要です。

このような取組は、庁内においてGISを利活用できる人材を増やすだけでなく、システムを利用する部署における業務ツールの一つとして根付かせていく意味でも重要な取組です。

#### (2)県と市町村間における情報共有と周知

県と県下市町村間において共用を進めようとする場合、県と県下市町村の取組には温度差があります。そのため、同一県内や他地域における取組事例やその成果等について、県が主導的に県下市町村へ周知し情報を共有することにより、その温度差をできる限り埋めていくことが必要です。

さらに、県下市町村において抱えている課題や状況に応じて、個別分野・業務での具体的な活用事例について、県と市町村において情報共有することにより、県と市町村の情報セクションが庁内の関係部署との仲介役となって、個別分野での連携を推進することなどが期待されます。

---

### 5.2.2.利用する主体を広げる

---

県と市町村が地理空間情報を共用する環境が整い、システムの運用や活用事例が周知されると、当該システムや地理空間情報の利用を希望する部署が増える可能性があります。

例えば、ある出先機関と市町村間での運用が成功すると、その他の地域の出先機関にも広がる可能性があります。利用者層を広げるにあたっては、特定地域での事例をもとに共用を行う分野を広げていくか、特定分野での事例をもとに地域を広げていくかの二つのアプローチがあると考えられます。飯塚地域において取り組んだ二つの事例のうち、WebGISによる情報発信や業務全般での共用は前者、道路苦情処理業務における共用は後者のアプローチになると考えられます。

## 5.2.地理空間情報を持続発展的に共用できる体制を整えていく

また、地理空間情報を共用する対象部署を拡充することは、共用できる地理空間情報や利用できる業務の拡充につながり、共用の効果が高まることが期待されます。一方で、ハードウェアの増強やライセンス数の増加など追加で費用負担が生じる可能性があるため、その費用負担と効果を比較考慮のうえ、持続発展的な共用体制を推進していくことが求められます。

なお、利用主体を拡充する場合には、利用するシステムやハードウェアなどのリソースに余裕があるのであれば、期間限定で試用してもらうなど、利用を希望する主体のニーズにあうものか、その主体が保有するハード、ネットワーク環境下で実用に耐えうるものなのかを確認する機会を与えることが重要です。また、利用当初は操作方法などの技術的な支援も必要な場合があります。ヘルプデスクやITアドバイザーなどを活用して利用継続に向けたフォローが大切です。

---

### 5.2.3.共用可能な地理空間情報を拡充する

---

県と市町村間において共用可能な地理空間情報を充実させていくことも重要です。

前述のように共用システム等を利用する主体を広げることにより、共用可能な地理空間情報が増えることが想定されますが、さらに共用可能な地理空間情報を流通させるためには、地理空間情報を整備・保有する部署に対して積極的な働きかけが必要になります。

その際、本手引きで紹介しているような、提供に係る判断基準や他の提供事例を提示したり、当該地理空間情報の整備・更新に係る費用負担の軽減など具体的な効果のイメージを示したりするなど、当該地理空間情報を保有する部署が提供することによるメリットをわかりやすく示すことが重要になります。

県と市町村の関係においては、県や市町村が保有する地理空間情報を活用しながら、県と市町村が共用することを前提に共用ニーズの高い地理空間情報を共同で整備することが考えられます。また、民間事業者が作製した地理空間情報を県と市町村で共同利用するなど、地理的な範囲の広さや利用者数の多さを生かして共用可能な地理空間情報を拡充することが考えられます。なお、市と地域団体との共用については、「市と地域団体の共用編（地域版その2）」も参照してください。

また、最新の地理空間情報ばかりではなく、更新前の過去の地理空間情報も必要になる場合もあるため、これらのどのようにアーカイブしていくか念頭においた運用を望ましいでしょう。